

第 1 9 1 号議案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 4 第 1 項第 1 号中「3 0 8, 6 0 0 円」を「3 0 9, 2 0 0 円」に改める。

第 1 8 条の 2 第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 6 7. 5」と」の次に「、「1 0 0 分の 1 2 5」とあるのは「1 0 0 分の 7 0」と」を加える。

第 1 8 条の 5 第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 0、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 7. 5」を「、6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 4 7. 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 5 0」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300	円 459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600

18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900

42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			

66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				

90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						

	114		302,000							
	115		302,300							
	116		302,700							
	117		302,900							
	118		303,100							
	119		303,400							
	120		303,700							
	121		304,100							
	122		304,300							
	123		304,600							
	124		304,900							
	125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額								
		188,700円	216,200円	256,200円	275,600円	290,700円	316,200円	358,000円	391,200円	442,400円

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2 医療職給料表(1)を次のように改める。

医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
年 再 用 時 勤 職 以 の 員 定 前 任 短 間 務 員 外 職	1	264,700 ^円	346,600 ^円	406,900 ^円	474,700 ^円
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700

27	350,000	413,100	464,300	526,500
28	352,300	415,100	466,600	528,300
29	354,400	417,200	468,700	529,900
30	356,100	419,300	470,900	531,700
31	357,800	420,900	473,200	533,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200

58	392,300	465,400	516,200	567,100
59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	574,100
67		471,900	523,700	575,000
68		472,500	524,600	575,900
69		472,800	525,500	576,800
70		473,400	526,300	577,700
71		474,100	527,200	578,600
72		474,800	528,100	579,500
73		475,200	528,900	580,400
74		475,800	529,800	581,300
75		476,500	530,700	582,200
76		477,200	531,400	583,100
77		477,600	532,200	584,000
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	
86		482,400	540,100	
87		482,800	541,000	
88		483,300	541,900	

	89		483,800	542,700	
	90		484,400	543,600	
	91		485,000	544,500	
	92		485,400	545,400	
	93		485,900	546,200	
	94		486,500	547,100	
	95		487,100	548,000	
	96		487,600	548,900	
	97		488,100	549,700	
	98			550,600	
	99			551,500	
	100			552,400	
	101			553,200	
	102			554,100	
	103			555,000	
	104			555,900	
	105			556,700	
	106			557,600	
	107			558,500	
	108			559,400	
	109			560,200	
	110			561,100	
	111			562,000	
	112			562,900	
	113			563,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		297,300円	339,700円	394,300円	467,400円

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で市長が定めるものに適用する。

別表第 2 医療職給料表(3)を次のように改める。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以外 の職 員	1	円 183,500	円 211,000	円 253,600	円 272,400	円 293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600

27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200

58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		

120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			
137	301,900	332,700			
138	302,200	333,100			
139	302,600	333,500			
140	302,900	333,900			
141	303,100	334,200			
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			

	151	306,000	337,900			
	152	306,300	338,300			
	153	306,700	338,600			
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年 前任 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		236,100円	256,400円	263,600円	273,800円	290,100円

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、養護教師及び准看護師で市長が定めるものに適用する。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条の5第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年長崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の217.5」との次に「、「100分の

175」とあるのは「100分の227.5」とを加える。

第6条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第7条 非常勤の職員の報酬等に関する条例(昭和31年長崎市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第8条 非常勤の職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第9条 長崎市監査委員条例(昭和39年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の217.5」との次に「、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」とを加える。

第10条 長崎市監査委員条例の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和41年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の217.5」との次に「、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」と」を加える。

第12条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「100分の165」を「100分の170」に、「100分の217.5」と、「100分の175」とあるのは「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第13条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年長崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「380,000」に、「422,000」を「427,000」に、「472,000」を「477,000」に、「533,000」を「539,000」に、「608,000」を「615,000」に、「710,000」を「718,000」に、「830,000」を「839,000」に改める。

第9条第2項中「100分の165」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第14条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例（以下「改正後の非常勤職員報酬条例」という。）の規定、第9条の規定による改正後の長崎市監査委員条例（以下「改正後の監査委員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第13条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 3 改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定又は第13条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改

正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の市長及び副市長の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の非常勤の職員の報酬等に関する条例の規定、第9条の規定による改正前の長崎市監査委員条例の規定又は第11条の規定による改正前の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の市長等給与条例の規定、改正後の教育長給与条例の規定、改正後の非常勤職員報酬条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和5年12月12日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市の一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したい。
- 2 特定任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定したい。
- 3 市長、副市長、教育長、議会の議員、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の期末手当の支給割合を改定したい。

第 1 9 2 号議案

長崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

長崎市国民健康保険税条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 2 4 条の 3 0 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第28条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健

康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月12日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

地方税法等の一部が改正され、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置が講じられたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずる必要があるので、この条例案を提出する。

第 1 9 3 号議案

長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（平成 1 2 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、

「

戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件	350	戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで及び第 1 2 6 条
---------------------	----------	-----	--

を

」

「

戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件	350	戸籍法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで及び第 1 2 6 条
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件	400	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項

に、

」

「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に、

「

除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件	450	戸籍法第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで及び第 1 2 6 条
-------------------------	----------	-----	---

を

」

「

除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件	450	戸籍法第 1 2 条の 2 において準用する同法第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項から第 5 項まで及び第 1 2 6 条
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件	700	戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項

に、

」

「又は届書」を「、届書」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「含む。）及び」を「含む。）、第 1 2 0 条の 6 第 1 項及び」に改め、「閲覧」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類 1 件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、「戸籍法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）」の次に「及び第 1 2 0 条の 6 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 1 2 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍の謄本の広域交付等の事務に係る手数料の額を定めたいので、この条例案を提出する。